

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例

届出書等作成の手引

令和 7 年 5 月作成

群 馬 県

用語の説明

この手引で使用している用語の意味は次のとおり。

1 「土砂条例」

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成25年6月21日条例第47号）

2 「土砂施行規則」

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成25年8月30日規則第57号）

3 「土砂等」

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）

4 「埋立て等」

土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。）

5 「埋立等区域」

土砂等による埋立て等を行う区域

6 「埋立等事業」

埋立等区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該埋立等区域の面積が3,000㎡以上であるもの

埋立等事業を行うには、原則として土砂等の搬入計画の届出が必要

7 「土壌検査」

土砂等を採取し、その土砂等に含まれている有害な物質の濃度を測定するもの

8 「水質検査」

特定事業区域から排出される水がある場合に、その水を採取し、その水に含まれている有害な物質の濃度及び水素イオン濃度を測定するもの

< 届 出 先 >

県庁環境森林部廃棄物・リサイクル課

担 当 係	郵便番号 住 所	電話番号 FAX 番号	備考
不法投棄対策第一係・第二係	〒371-8570 群馬県大手町一丁目 1 - 1	TEL 027(226)2865 (ダイヤル ン) 027(223)1111 (内線 2865・2866) FAX 027(223)7292	

< 参 考 >

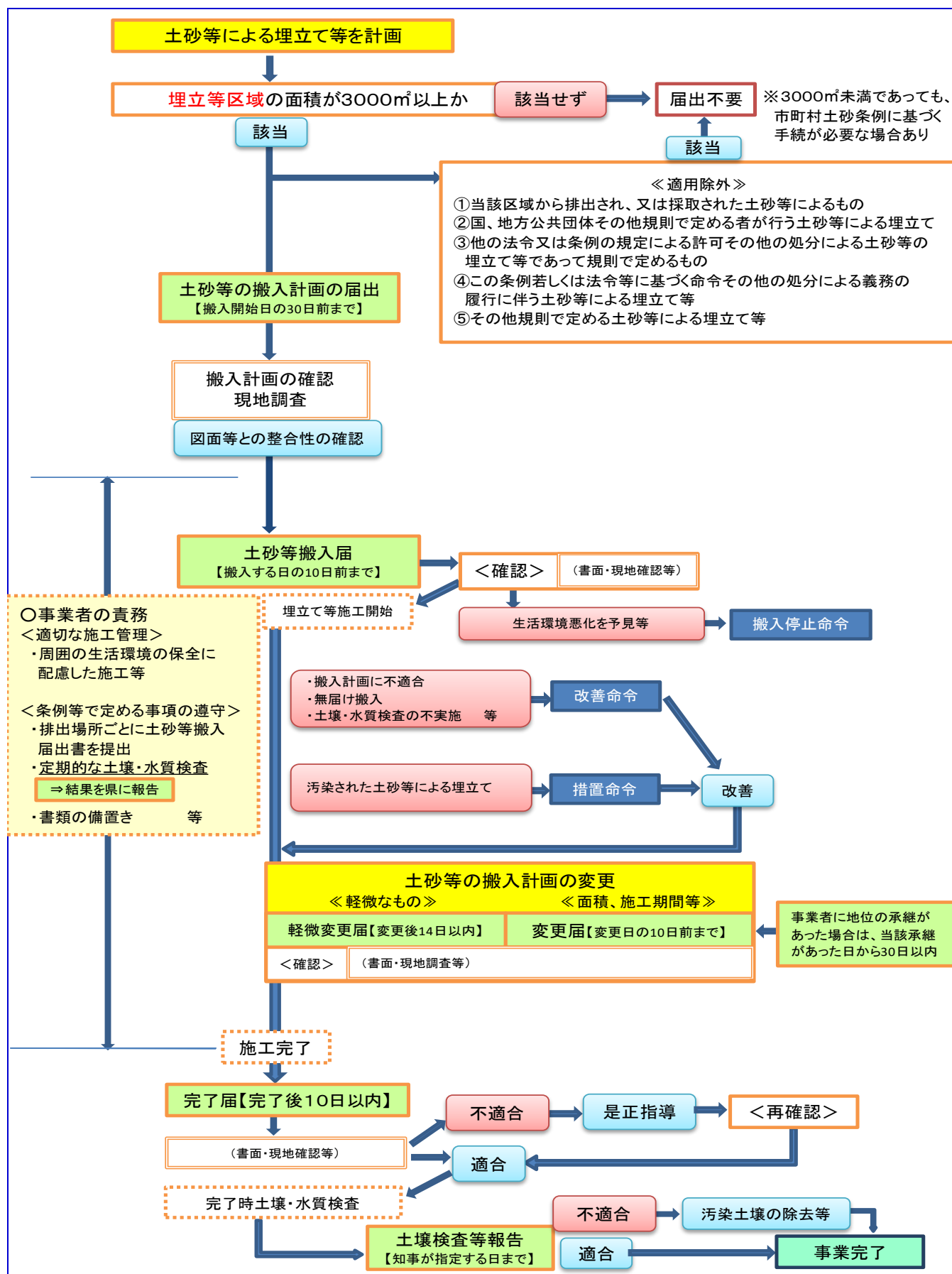
各地域機関

事務所名 担当係名	郵便番号 住 所	電話番号 FAX 番号	備考
中部環境事務所 廃棄物係	〒371-0051 前橋市上細井町 2 1 4 2 - 1	TEL 027(219)2021 (代) FAX 027(231)1166	
西部環境森林事務所 廃棄物係	〒370-0805 高崎市台町 4 - 3	TEL 027(323)5530 (代) FAX 027(323)5540	
吾妻環境森林事務所 総務環境係	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条 6 6 4	TEL (0279)75-4611 (代) FAX (0279)75-6548	
利根沼田環境森林事務所 総務環境係	〒378-0031 沼田市薄根町 4 4 1 2	TEL (0278)22-4481 (代) FAX (0278)23-0409	
東部環境事務所 廃棄物係	〒373-0033 太田市西本町 6 0 - 2 7	TEL (0276)31-2517 (代) FAX (0276)31-7410	

目 次

I	群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例のしくみ	1
II	埋立等事業を実施する上での留意事項	2
III	届出方法等	5
IV	埋立て等施工中の土壌検査	7
V	埋立て等施工中の水質検査	10
VI	標準図	13
別記1	埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の記載要領	15
別記2	埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画書	20
別記3	土砂等搬入届出書の記載要領	22
別記4	埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書の記載要領	28
別記5	埋立等事業完了届出書の記載要領	31
別記6	埋立等区域内土壌検査等報告書の記載要領	33

I 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例のしくみ



Ⅱ 埋立等事業を実施する上での留意事項

1 他法令による規制の確認

埋立等事業の実施場所、規模及び態様等によっては、他法令の規制を受ける。この場合、土砂条例に基づく届出とは別に各法令に基づく手続が必要であるため、埋立等事業の届出を行う前に、他法令による規制の有無を十分確認すること。

主な他法令としては、次表に掲げたようなものが想定される。

法令の名称	必要な手続
宅地造成及び特定盛土規制法（盛土規制法）	盛土又は切土、土石の堆積の許可
都市計画法	開発許可
森林法	林地開発許可、伐採届
農地法	農地転用許可
群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例	開発事業の承認
文化財保護法	発掘調査
土壌汚染対策法	形質変更の届出
河川法	河川区域の土地の掘削等の許可
砂防法	砂防指定地内行為許可
土砂災害防止法	特定開発行為の許可

2 土地所有者等への説明等

埋立等事業を行う場合は、後日紛争等が生じることがないように埋立等事業の内容を土地所有者に十分説明すること。

また、土地所有者だけでなく、隣接地所有者等近隣住民に対しても、埋立等事業開始前に内容を説明するとともに、埋立等事業開始後は、施工に伴う騒音・振動の抑制、土砂搬入車両の運行配慮その他埋立等事業に関する要望等への対応に努めること。

3 土砂等の性状による搬入の制限

土砂条例で定められている土壌基準に適合していない土砂等及び産業廃棄物に該当する汚泥は、埋立等区域に搬入できない。また、埋立等区域に搬入しようとする土砂等が次に掲げる性状に該当する場合であって、生活環境の保全のために必要であると認められるときは、搬入禁止命令等の対象となるので、注意すること。

- ① 建設省令（現：国土交通省）（※）で定める第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれにも該当しないもの
- ※ 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25 建設省令第 19 号、H13. 3. 29 国土交通省令第 59 号）
- ② セメントや石灰等を混合し、化学的安定処理をしたもの

4 埋立等事業を行うことができる期間

埋立等事業を行う期間は、土砂等の搬入計画の届出時に、埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書（別記様式第2号（p.18）

）に記入すること。

また、埋立等事業の期間を延長する場合は、埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（別記様式第6号（p.30））を提出すること。

5 土砂等の搬入の事前届出

埋立等区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の排出場所ごとに、搬入しようとする日の10日前までに知事に土砂等搬入届出書（別記様式第8号（p.24））を提出すること。

土砂等搬入届出書には、土砂等排出元証明書（別記様式第9号（p.25））、検体試料採取調書（別記様式第10号（p.26））や土壌検査証明書（別記様式第11号（p.27））を添付すること。

また、同一の排出場所からの埋立等区域への土砂等の搬入量が5,000 m³を超えるときは、5,000 m³を超えるごとに排出元で新たに土壌検査を行い、土砂等排出元証明書、検体試料採取調書や土壌検査証明書等を添付して、土砂等を搬入しようとする日の10日前までに届け出ること。

土壌検査の試料とする土砂等の採取は、「Ⅳ 埋立て等施工中の土壌検査」③（p.7）と同様に実施すること（図-1（p.13）参照）。

6 施工管理等

埋立等事業を施工するに当たっては、次の点等を遵守するとともに、現場責任者等が適切に管理し、届出どおり計画的に行うすること。

- ・ 周辺地域の生活環境保全計画（別記2 埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画書（p.20））に則って対応すること。
- ・ 事務所・事業所内には、埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書及びその添付書類の写しを備え付け、利害関係者が随時閲覧できるようにしておくこと。

8 事業内容の変更

- ・ 埋立等事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更（埋立等事業を行う期間の短縮、搬入する土砂等の数量の減少等）を除き、変更しようとする日の10日前までに埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（別記様式第6号（p.30））を提出すること。
- ・ 軽微な変更の場合は、変更があった日から14日以内に埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書を提出すること。
- ・ 相続、新設合併、吸収合併、新設分割、吸収分割等、埋立等事業の全部を承継した場合には、相続等があった日から30日以内に土砂等搬入計画変更届出書を提出すること。

9 土壌検査及び水質検査の実施

埋立等区域内の土壌検査及び水質検査は6か月ごとに実施し、報告期限（土壌検査等の義務を負った日（p.7の①・p.10の②参照）から1か月を経過する日）までに埋立等区域内土壌検査等報告書（別記様式第20号（p.34））を提出し、検査結果を知事に報告すること。

また、6か月経過しなくても、埋立等区域に搬入した土砂等の数量が5,000 m³を超えるときは、5,000 m³を超えるごとに検査を実施すること。

なお、埋立等事業完了時にも検査を実施（報告期限は知事が定める日）すること。

試料の採取には、県の担当職員が立ち会うので、事前に日程を調整すること（採取する試料数は埋立等区域の面積によって異なる。）。

10 立入検査への対応

埋立等事業の施工期間中は、県の担当職員が随時立入検査を実施する。

検査の結果、問題が認められた場合は改善を指示するので、従うこと。

11 汚泥、汚染された土砂等への対応

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）」等に定める基準に適合しない汚染された土砂等は、各個別法令によって定められた処理方法によって適正に処理すること。

12 完了届について

埋立等事業を完了したときは、完了した日から10日以内に埋立等事業完了届書（別記様式第13号（p.32））を提出し、埋立等事業が搬入計画等に適合しているか否かの県の確認を受けること。

また、埋立等事業完了後、土壌検査及び水質検査を実施し、その結果を知事に報告すること。

13 原本還付を請求することができる書類

届出者は次の書類について、原本の複写（コピー）を提出することにより、原本の還付を請求することができる。

① 登記事項証明書

② 住民票の写し

③ 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図の写し又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し

14 その他届出等に係る留意事項

・届出等の提出部数は1部とする。控えが必要な場合には、別途用意すること。

・土砂等の搬入計画の届出後に各種手続をする場合は、当該搬入計画の届出を行った者が行うこと。届出を行った者以外からの手続は受け付けられない。

Ⅲ 届出・施工方法等

(1) 搬入計画の届出準備から埋立て準備まで

土砂等の搬入計画の届出準備

① 埋立等区域の確認

(埋立等区域を明確にするため、外周部に杭(色スプレーを塗布)を設置すること。)

② 測量を実施し、埋立等区域の平面図・縦断面図(測点間隔は原則20mとし、形状が変化する地点にも測点を設定する。また、測点には杭(色スプレー塗布)を設置すること。)・横断面図を作成

※1 杭(くい): 地中に打ち込んで、目印や支柱にする棒

※2 杭は、外周部と測点で塗布する色を変えること。

また、施工中の立入検査、埋立等事業完了時の検査に備えて、可能な限り完了まで存置すること(設置に当たっては、完了まで存置することを考慮の上、設置場所を設定すること。)

③ 上記①②の作業後に、埋立等区域の着工前の現況及び杭を設置した状況の写真を撮影

土砂等の搬入計画の届出に必要な書類を揃え、知事に届出

(埋立等事業を開始する日の30日前まで)

(別記1 特埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の記載要領(p.15)等参照)



県による現地調査・書面確認等

- ・ 県による現地調査に立ち会うとともに、確認作業の補助
- ・ 届出書に不備不足等がある場合には、県の指示に基づき補正等

(2) 土砂等の搬入から完了検査まで

届出後、土砂等搬入届出書を知事に提出(搬入する日の10日前まで)

(別記3 土砂等搬入届出書の記載要領(p.22)等参照)



県による確認



- ・ 届け出た土砂等の搬入計画に則って施工するとともに、周辺地域の生活環境保全計画に則って対応すること。
- ・ 盛土規制法等、他法令の許可等を受けている場合は、当該法令も遵守して施工すること。

事業内容の変更

- ① 土砂等の搬入計画の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、変更しようとする日の10日前までに埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書を提出すること（別記7 特埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書の記載要領（p.28）等参照）。
- ② 軽微な変更の場合は、変更のあった日から14日以内に埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書を提出すること。
- ③ 相続、新設合併、吸収合併、新設分割、吸収分割等、埋立等事業の全部を承継した場合には、相続等があった日から30日以内に土砂等搬入計画変更届出書を提出すること。

埋立て等施工中の土壌検査、水質検査

- ① 土砂等搬入開始後の経過期間、又は搬入した土砂等の数量に応じて、土壌検査を実施し、報告期限までに結果を知事に提出すること（実施方法、報告期限等は、「IV 埋立て等施工中の土壌検査」（p.10）参照）。
- ② 埋立等区域から排出される水がある場合には、土砂等搬入開始後の経過期間、又は搬入した土砂等の数量に応じて、水質検査を実施し、報告期限までに結果を知事に提出すること（実施方法、報告期限等は、「V 埋立て等施工中の水質検査」（p.13）参照）。



施工完了

埋立等事業完了届出書（別記様式第13号（p.32））提出後、県の確認を受けること。

※ 届出書には、出来形図面等（平面図、断面図、土砂等容量計算書等）を添付すること。（別記5 **埋立等事業完了届出書**の記載要領（p.31）参照）

埋立等事業完了後の土壌検査、水質検査

県の検査を受け、出来形図面のとおりに施工していると認められた後、土壌検査、水質検査を実施し、報告期限までに結果を知事に報告すること。

（実施方法、報告期限等は、「IV 埋立て等施工中の土壌検査」（p.7）、「V 埋立て等施工中の水質検査」（p.10）参照。水質検査の要否は、埋立て等施工中の水質検査の要否に同じ。）

IV 埋立て等施工中の土壌検査

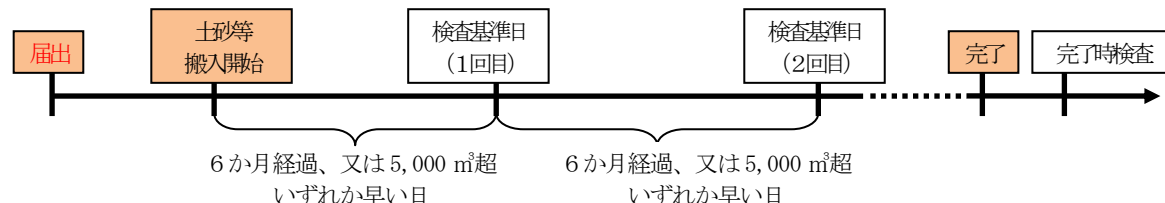
土壌検査の実施方法

- ① 土砂等の搬入計画の届出を行った者は、ア「埋立等区域へ土砂等の搬入を開始した日から6か月を経過する日」又は「埋立等区域へ土砂等の搬入を開始した日から埋立等区域に搬入した土砂等の数量が5,000 m³を超える日」のいずれか早い日（以下「検査基準日」という。）をもって、土壌検査を行う義務を負う。

なお、一度検査基準日が到来した場合、上記内容は、ア「前回の検査基準日から6か月を経過する日」又はイ「前回の検査基準日から埋立等区域に搬入した土砂等の数量が5,000 m³を超える日」と読み替える。

また、土壌検査のための試料採取には県の担当職員が立ち会うので、事前に日程を調整すること。

<イメージ図>



- ② 埋立等区域内の土壌検査は、次の表の左欄に掲げる埋立等区域の面積に応じ、埋立等区域をそれぞれ同表の右欄に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。

1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

- ③ 土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、等分された区域の中央地点、及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から5～10mまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と、当該区域の境界との中間地点4地点）の計5地点において等量を採取し、等分された1つの区域ごとに混合し、それぞれ1つの試料とすること（図－1（p.13）参照）。

- ④ 土壌検査は、次の土砂施行規則別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に

掲げる測定方法により行うこと。

土壌検査の報告

土壌検査の結果は、検査基準日から1か月を経過する日（埋立等事業完了後の土壌検査については、「知事が定める日」）までに、「埋立等区域内土壌検査等報告書（別記様式第20号）（p.34）」に必要書類を添えて知事に報告すること（別記6 埋立等区域内土壌検査等報告書の記載要領（p.33）参照）。

土砂施行規則 別表第1（第3条、第10条、第16項関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102—2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102—4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては日本産業規格K0102—4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 3.2、3.3、3.4又は3.5に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下 （埋立て等を行う場所の土地利用目的が農用地（田に限る。銅の項及び別表第2備考第2号において同じ。）である場合にあっては、検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満）	検液中濃度に係るものにあつては日本産業規格K0102—3 2.2、2.3、2.4又は2.5に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法

ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第十号。以下「平成9年環境庁告示第10号」という。）付表に掲げる方法
1・2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1・1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1・2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1・1・1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1・1・2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1・3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	日本産業規格K0102—2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法、5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。）及び5.5又は5.2及び5.6に定める方法

ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1・4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考 この表の項目の欄中「有機磷」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

V 埋立て等施工中の水質検査

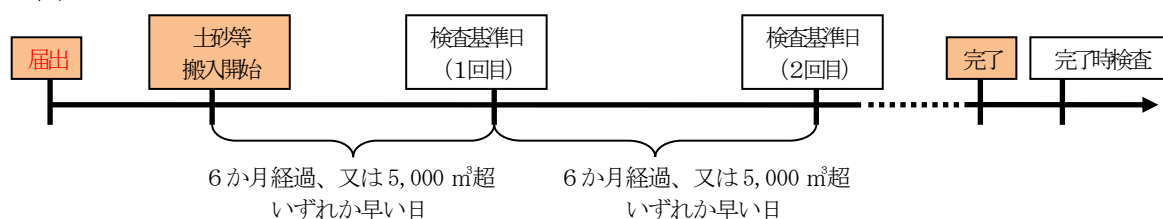
水質検査の実施方法

- ① 埋立等区域内に湧水や常流水が確認された場合、埋立て等施工前に多孔管や暗渠管等の排水施設を埋設して、湧水や常流水を区域外へ排出すること。このような暗渠排水施設から排出する水がある場合に、水質検査を実施すること。
- ② 水質検査を実施しなければならない場合、土砂等の搬入計画の届出を行った者は、ア「埋立等区域へ土砂等の搬入を開始した日から6か月を経過する日」又はイ「埋立等区域へ土砂等の搬入を開始した日から埋立等区域区域に搬入した土砂等の数量が5,000 m³を超える日」のいずれか早い日（土壌検査における「検査基準日」と同じ。）をもって、水質検査を行う義務を負う。

なお、一度検査基準日が到来した場合、上記内容は、ア「前回の検査基準日から6か月を経過する日」又はイ「前回の検査基準日から埋立等区域区域に搬入した土砂等の数量が5,000 m³を超える日」と読み替える。

また、水質検査のための試料採取には、県の担当職員が立ち会うので、事前に日程を調整すること。

<イメージ図>



- ③ 水質検査は、次の土砂施行規則別表第2の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により行うこと。

水質検査の報告

水質検査の結果は、検査基準日から1か月を経過する日まで（埋立等事業完了後の水質検査については、「知事が定める日」）に、「埋立等区域内土壌検査等報告書（別記様式第20号）（p.34）」に必要書類を添えて知事に報告すること（別記6 埋立等区域内土壌検査等報告書の記載要領（p.33）参

照)。

土砂施行規則 別表第2（第17条関係）

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格 K0102—3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	日本産業規格 K0102—2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐	日本産業規格 K0102—4 7.2.1 及び 7.2.3 に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN にあつては日本産業規格 K0102—4 7.2.1、7.2.2.2 及び 7.2.5 又は 7.2.1 及び 7.2.6 に定める方法（ただし、7.2.6 に定める方法により測定する場合において、7.2.2 のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2 に定める操作とする。）
鉛	日本産業規格 K0102—3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	日本産業規格 K0102—3 24.3（24.3.3 及び 24.3.7 を除く。）に定める方法
砒素	日本産業規格 K0102—3 2.3、2.4 又は 2.5 に定める方法
総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
P C B	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	日本産業規格 K0102—3 11.3、11.4、11.5 又は 11.6 に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1・2—ジクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1・1—ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1・2—ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125
1・1・1—トリクロロエタン	5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1・1・2—トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1・3—ジクロロプロペン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
チウラム	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
シマジン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
セレン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
ふっ素	日本産業規格 K0102—3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法

ほう素	日本産業規格 K0102—2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1000 ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K0170—6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は 5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。）及び 5.5 に定める方法
1・4—ジオキサン	日本産業規格 K0102—3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
水素イオン濃度	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 2 この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。

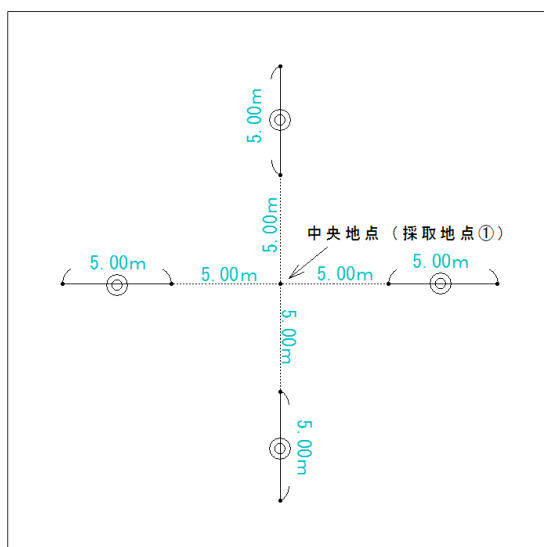
VI 標準図

図－１ 土壌検査試料採取方法

埋立等区域の面積に応じ、当該埋立等区域をそれぞれ１０ページの②の表の右欄に掲げる数以上の区域に等分し、区分された区域ごとに次のとおり土砂等を採取すること。

<原則>

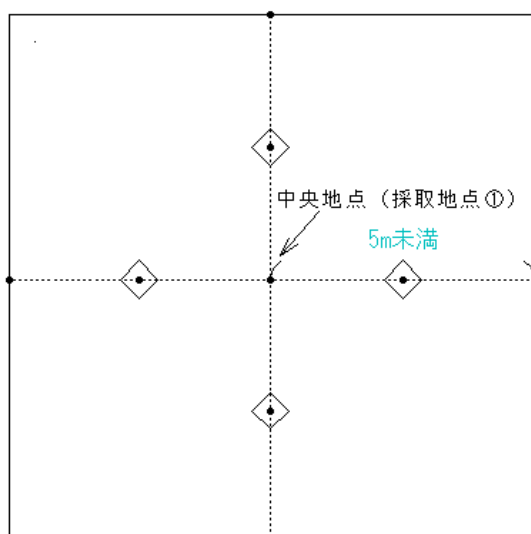
等分された区域の中央地点（下図の①）、当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から５～１０ｍまでの４地点（下図の◎）の計５地点において等量を採取し、等分された１つの区域ごとに混合し、それぞれ１つの試料とする。



◎：採取地点②～⑤（中央地点から５～１０ｍの線上）

※<等分された区域の中央地点から境界までが５ｍ未満の場合>

等分された区域の中央地点（下図の①）、当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点４地点（下図の◇）の計５地点において等量を採取し、等分された１つの区域ごとに混合し、それぞれ１つの試料とする。

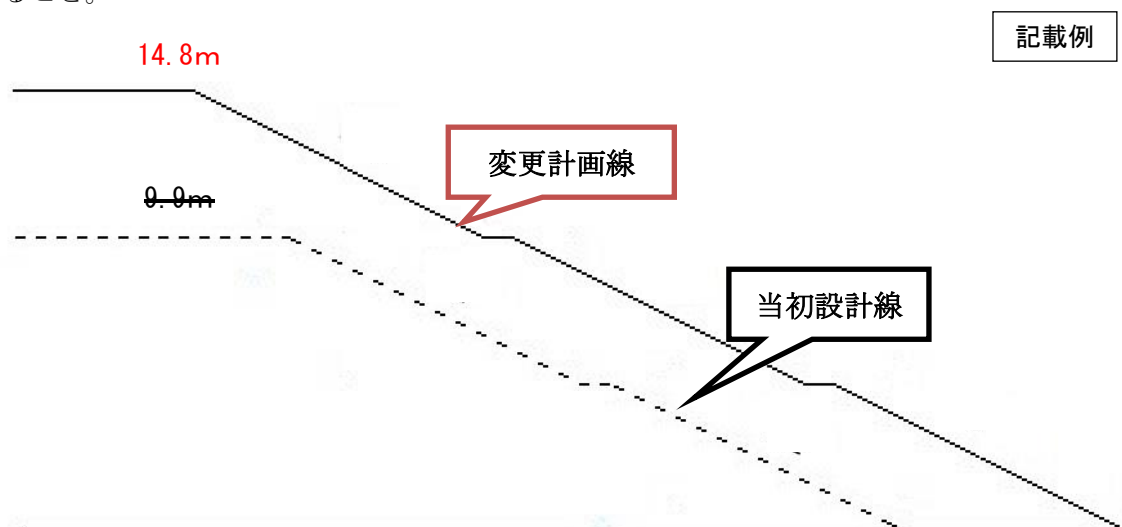


◇：採取地点②～⑤（中央地点と区域の境界との中間地点）

図－２ 変更図面の作成方法

当初設計線は点線で記入し、変更設計線及び出来形線は実線で記入すること。

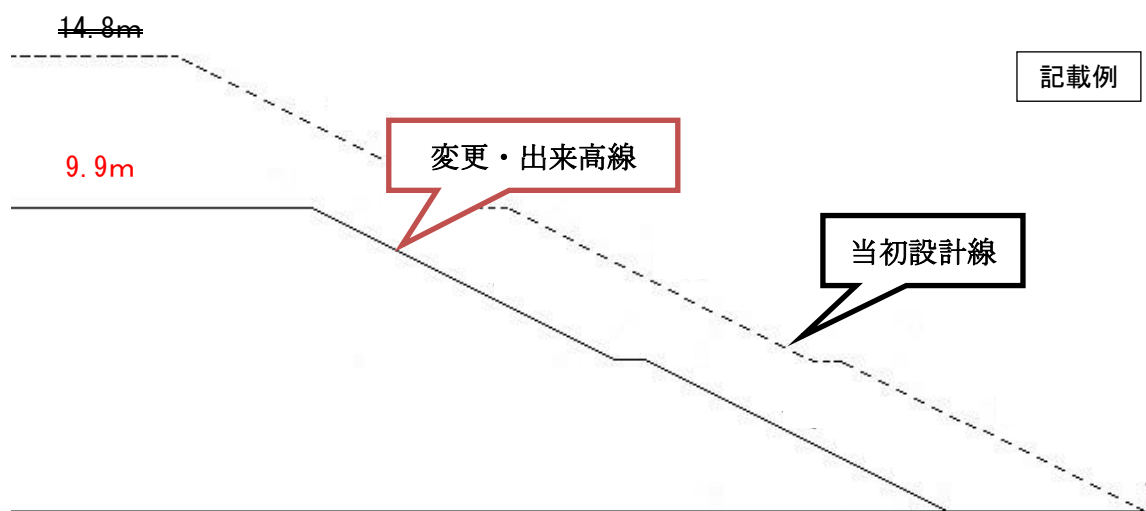
計画高等の数値の記載がある場合には、当初の数値を二重線で見え消しし、赤字で変更後の数値を記載すること。



図－３ 軽微変更図面・出来形図面の作成方法

当初設計線は点線で記入し、変更設計線及び出来形線は実線で記入すること。

計画高等の数値の記載がある場合には、当初の数値を二重線で見え消しし、赤字で変更後の数値を記載すること。



別記 1 埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の記載要領

1 届出書の提出方法等

届出書は電子データ（メール）又は書面により提出すること。書面の場合は、フラットファイル、ファイルケース等で製本し、フラットファイル等の背表紙及び表紙に「埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書 ○○○○○（届出者名）」と記載すること。

電子データの送付先メールアドレス haikirisaka@pref.gunma.lg.jp

2 使用する様式

「埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書（別記様式第2号（p.18）」を使用すること。

3 埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の記載事項

（1）埋立て等の目的

建設残土の処分、宅地造成、農地改良及び一時保管等の具体的な埋立て等の目的を記入すること。（2）埋立等区域の面積

面積計算書（小数点以下第2位）により算出された面積で、小数点以下第1位（小数点以下第2位を切り捨て）まで記載すること。

（3）埋立等事業を行う期間

「令和○年○月○日から令和○年○月○日まで」等、具体的な日付を記載すること。

（4）埋立等区域に搬入する土砂等の数量

土砂施行規則第7条第3項第7号による計画縦断面図及び計画横断面図に基づく平均断面法により算出された土砂等の数量で、小数点以下第1位（小数点以下第2位を切り捨て）まで記載すること。

（5）埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

「別紙のとおり」と記載し、「別記2 埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画書（p.20）」に従い計画書を作成、添付すること。

4 届出の期日

土砂等の搬入を開始しようとする日の30日前まで

埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書及び添付書類一覧

届出書・添付書類		様式の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
届出書	埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書 (別記様式第2号(p.18))	有り	・「別記1 埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の記載要領(p.15)」を参照すること。	
	埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画書	有り	・「別記3 埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画書(p.22)」に基づき作成すること。	
添付書類	1 埋立等区域の位置を示す図面	無し	・道路、地勢等周辺の状況が容易に把握できるもので、方位及び特定事業区域の位置が記されているものであること。	1/10,000 以上
	2 埋立等区域の付近の見取図	無し	・埋立等区域の周辺の状況が容易に把握できるもので、方位及び埋立等区域の位置が記されているものであること。	1/2,500 以上
	3 届出者の住民票の写し ※複写可	無し	・申請者が個人である場合、添付すること。 ・申請日前3か月以内に発行されたもので、 <u>本籍の記載があり、個人番号の記載がない</u> ものであること。	
	4 法人の登記事項証明書 ※複写可	無し	・申請者が法人である場合、添付すること。 ・申請日前3か月以内に発行されたものであること。	

5	埋立等区域の土地の登記事項証明書、不動産登記法第14条第1項に規定する地図の写し、又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し <u>※複写可</u>	無し	・ <u>申請日前3か月以内に発行されたものであること。</u> ・ 不動産登記法第14条第1項に規定する地図の写し、又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写しは、埋立等区域が明示されており、埋立等区域及び隣接地の地目、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名が記載されているものであること。	
---	---	----	--	--

6	埋立等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書	無し	・ 平面図は、埋立等区域の位置を表示すること。 ・ 計画平面図は、色や線種を複数使用する場合は、凡例等により識別できるようにすること。 ・ 断面図は、縦断面図及び横断面図とし、埋立等区域の位置を表示すること。 ・ <u>縦断面図の測点は、原則として20m間隔とし、形状が変化する地点に測点を追加すること。</u>また、各測点の現況地盤高、計画地盤高及び各測点間の距離を表示すること。 ・ 横断面図は縦断面図の測点ごとに作成し、横断面図上に当該測点の位置を表示すること。また、当該測点における現況地盤高及び計画地盤高（現況横断面図は現況地盤高のみ）を表示すること。 ・ 計画横断面図は、盛土部分及び切土部分の断面積を表示すること。 ・ 面積は小数点以下第1位（小数点以下第2位を切り捨て）まで表示すること。 ・ 面積計算は求積図等により根拠を明らかにすること。求積図は、境界点の位置及び境界点間の距離を表示すること。	平面図 1/1,000 以上 縦断面図 1/1,000 以上 横断面図 1/1,000 以上 ※埋立等事業について、盛土規制法の許可を要する場合には、盛土規制法の許可申請において提出する図面の縮尺としてもよい。
7	埋立等区域の計画平面図、計画断面図、面積計算書	無し		

	8 埋立て等をする土砂等の 予定容量計算書	無し	・ 上記 7 の計画縦断面図及び計画横断面図に基づく平均断面法により算出すること。 ・ 土砂等の予定容量は、小数点以下第 1 位（小数点以下第 2 位を切り捨て）まで表示すること。	
	9 上記のほか、知事が必要 と認める書類	無し	・ 現況写真 ① 埋立等区域の全景がわかるように撮影すること。 ② 特定事業区域の現況平面図に撮影位置を記入すること。	

別記様式第2号（規格A4）（第7条関係）

（表）

埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

届出者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

埋 立 て 等 の 目 的		
埋 立 等 区 域 の 位 置 及 び 面 積	位置	面積（実測） m ²
埋立等事業を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
埋 立 等 区 域 に 搬入する土砂等の数量	m ³	
埋立等区域の周辺の 地域の生活環境の保全 に 関 す る 計 画		
そ の 他		

備考 欄に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。

(裏)

添 付 書 類	1	埋立等区域の位置を示す図面
	2	埋立等区域の付近の見取図
	3	届出者が個人である場合にあっては、届出者の住民票の写し
	4	届出者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書
	5	埋立等区域 の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図の写し又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
	6	埋立等区域 の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
	7	埋立等区域 の計画平面図、計画断面図
	8	埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
	9	前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

別記 2

埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画書

施工期間 自 届 出 日
 至 年 月 日

事業者

埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

以下は、指針を示したものである。実際の計画の作成に当たっては必要な部分を確認し、該当しない項目がある場合は、その旨を記載すること。このページをそのままコピーして申請書に添付しないこと。
また、記載に当たっては、指針だけでなく、他の法令の基準、現地の状況等を確認し、盛り込むなど適切な内容、文言とすること。

【指 針】

粉じんの飛散防止対策	埋立等区域が「大気汚染防止法」に基づく一般粉じん発生施設に該当する場合は、当該施設の管理に関する基準に適合すること。
騒音防止対策 振動防止対策	1 土砂等を搬入する時間帯及び埋立て等の作業を行う時間帯は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前7時から午後7時までとすること。 2 埋立等区域内で行う作業が「騒音規制法」又は「群馬県的生活環境を保全する条例」に基づく特定建設作業に該当する場合は、これらの法令に基づく騒音の規制基準に適合すること。 3 埋立等区域の周辺の地域における騒音の大きさが、騒音に係る環境基準に適合すること。 4 埋立等区域内で行う作業が「振動規制法」又は「群馬県的生活環境を保全する条例」に基づく特定建設作業に該当する場合は、これらの法令に基づく振動の規制基準に適合すること。 5 土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、埋立等区域の周辺の住宅地内を通行する際は徐行するよう要請すること。 6 土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、過積載を行わないよう要請すること。
交通安全対策	1 埋立等区域から公道への土砂等の撒き出しを防止すること。 2 土砂等の搬入路が通学路に当たる場合は、地元の市町村教育委員会と協議の上、搬入の時間帯を調整すること。 3 搬入路の幅員等の状況により、交通事故の発生が懸念される場合は、交通誘導員の配置や交通安全施設の設置等の措置を講ずること。
周辺住民の安全対策	1 埋立等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさく等を設けること。 2 埋立等区域の出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。
その他	周辺住民から埋立等事業について問い合わせ等があった場合は、適切に対応すること。

別記 3 土砂等搬入届出書の記載要領

1 使用する様式

「土砂等搬入届出書（別記様式第 8 号（p.24）」を使用すること。

2 土砂等搬入届出書の記載事項

（1）搬入計画の届出年月日

「埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書（別記様式第 2 号（p.18）」の提出日を記載すること。

（2）今回の届出に関する土砂等の排出場所及び土砂等を排出する者

① 排出場所

土砂等を排出した工事の施工場所及びその工事名を記載すること。

② 排出する者

土砂等を排出した工事の施工者の住所及び氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載すること。

③ 搬入しようとする土砂等の予定量

「土砂等排出元証明書（別記様式第 9 号（p.25）」の「今回の証明に係る土砂等の排出量」欄記載の土量を記載すること。

（※土砂等排出元証明書記載の土量は最大 5,000 m³まで）

3 届出の期日

土砂等を搬入しようとする日の 10 日前まで

土砂等搬入届出書及び添付書類一覧

書類 番号	届出書・添付書類	様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	土砂等搬入届出書 (別記様式第8号 (p.24))	有り		
2	土砂等排出元証明書 (別記様式第9号 (p.25))	有り	- 土砂等の<u>排出者</u>の記名がなされているもの。 「今回の証明に係る土砂等の排出量」欄記載の土量は1度に最大5,000 m³まで。	
3	検体試料採取調書 (別記様式第10号 (p.26))	有り		
4	土壌検査証明書 (別記様式第11号 (p.27))	有り	計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。）が発行したもの。	
5	土壌検査の試料を採取した地点の位置図、現場写真	無し	- 位置図は、周辺の状況が容易に把握判明できるもの。 - 現場写真は、排出場所の概ねの全景及び採取状況が撮影されたもの。	1/100～ 1/1,000

別記様式第 8 号（規格 A 4）（第 1 0 条関係）

土砂等搬入届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

届出者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定により届け出た土砂等の搬入計画に係る土砂等の搬入を行いたいので、同条例第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の 届出年月日	年 月 日
今回の届出に関する土砂等の排出場所及び土砂等を排出する者	（排出場所） 所在地 工事名 （排出する者） 住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名） 電話番号
搬入しようとする土砂等の予定量	合計 m ³
添付書類	①土砂等排出元証明書（別記様式第 9 号） ②土壌検査の試料を採取した位置図 ③土壌検査の試料を採取した現場写真 ④検体試料採取調書（別記様式第 1 0 号） ⑤土壌検査証明書（別記様式第 1 1 号）

備考 この届出書は、土砂等を搬入しようとする日の 1 0 日前までに提出すること。

土砂等排出元証明書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

土砂等の排出者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定により届け出た土砂等の搬入計画について、埋立等区域に搬入する土砂等は、次の工事施工場所から排出したものであること及び当該土砂等が性状基準に適合していることを証明します。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事に係る土砂等の総排出量及び 当該埋立等区域搬入予定量	総排出量 m^3 当該埋立等区域搬入予定量 m^3
今回の証明に係る土砂等の排出量	m^3
今回の証明に係る土砂等の性状	第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土
今 回 の 証 明 に 係 る 土 砂 等 を 運 搬 す る 者	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
今回の証明に係る土砂等による 埋立て等のための搬入計画 を 届 け 出 た 者	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

備考 今回の証明に係る土砂等の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1上欄の区分のうち該当するものを丸で囲むこと。

別記様式第10号（規格A4）（第10条、第18条関係）

検体試料採取調書

年 月 日

住所
届出者 氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

住所
採取者 所属
職 氏名
電話番号

別添の検査証明書の検体試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	土壌検査（搬入・定期・廃止・完了） 水質検査（定期・廃止・完了）
採 取 年 月 日	
採 取 時 の 天 候	
土壌検査の場合の 採 取 深 度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る土壌検査証明書又は水質検査証明書に記載された検体番号等を記載すること。

土壌検査証明書					年 月 日
様		分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士			
年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。					（検体番号 ）
項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/ℓ		0.003		
全シアン	mg/ℓ		不検出		
有機燐	mg/ℓ		不検出		
鉛	mg/ℓ		0.01		
六価クロム	mg/ℓ		0.02		
砒素	mg/ℓ		0.01		
総水銀	mg/ℓ		0.0005		
アルキル水銀	mg/ℓ		不検出		
PCB	mg/ℓ		不検出		
ジクロロメタン	mg/ℓ		0.02		
四塩化炭素	mg/ℓ		0.002		
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/ℓ		0.002		
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		0.004		
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.1		
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.04		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		0.006		
トリクロロエチレン	mg/ℓ		0.01		
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		0.01		
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		0.002		
チウラム	mg/ℓ		0.006		
シマジン	mg/ℓ		0.003		
チオベンカルブ	mg/ℓ		0.02		
ベンゼン	mg/ℓ		0.01		
セレン	mg/ℓ		0.01		
ふっ素	mg/ℓ		0.8		
ほう素	mg/ℓ		1		
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		0.05		
農用地（田に限る。）	砒素	mg/kg	15	含有 試験	
	銅	mg/kg	125		
備考					

別記 4 埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書の記載要領

1 使用する様式

「埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（別記様式第 6 号（p.30）」を使用すること。

2 埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書の記載事項

（1）変更の内容

届け出た土砂等の搬入計画のうち、変更する事項を記載する。

（2）変更の理由

変更に至った具体的な理由を記載すること。

3 届出の期日

変更する事項ごとに、以下の表に掲げる期日までに

- ① 土砂条例第 8 条第 2 項第 2 号から第 7 号までに定める次の事項のうち、変更する事項を記載すること。

変更する事項	届出の期日
土砂条例第 8 条第 2 項第 2 号から第 7 号までに定める次の事項 ① 埋立て等の目的 ② 埋立等区域の位置及び面積 ③ 埋立等事業を行う期間（延長する場合に限る） ④ 埋立等区域に搬入する土砂等の数量（増加させる場合に限る） ⑤ 埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画	変更しようとする日の 10 日前まで
土砂条例第 8 条第 2 項第 1 号又は <u>軽微な変更</u> として土砂規則第 9 条第 2 項に定める次の事項 ① 土砂等の搬入計画の届出者氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 埋立等事業の期間の変更（短縮する場合に限る。） ③ 埋立等区域に搬入する土砂等の数量の変更（減少させる場合に限る。）	変更があった日から 14 日以内
相続又は新設合併、吸収合併、新設分割若しくは吸収分割等により埋立等事業の全部を承継した <u>（地位の承継）</u> 場合にあっては、土砂等の搬入計画の届出者氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名	相続又は新設合併、吸収合併、新設分割若しくは吸収分割等があった日から 30 日以内

埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書及び添付書類一覧

書類 番号	申請書・添付書類	様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項
1	埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（別記様式第6号（p.30））	有り	「別記1 埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書の記載要領（p.15）」「別記4 埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書の記載要領（p.28）」を参照のこと。
2	埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書	有り	内容に変更がある場合、添付すること。
3	土砂施行規則第7条第2項各号に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するもの	有り ／ 無し	「埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書（別記様式第2号（p.18））の添付書類1～9のうち、変更事項に係る書類で、変更に応じた書類を添付。 - 土砂等の数量の変更にあつては、当該数量を算出するために用いた変更縦断面図、変更横断面図及び変更容量計算書（図-2（p.14）参照）を添付。 - 図面については、当初土砂等の搬入計画の届出時に添付した図面と同一の縮尺の図面とし、変更の内容が容易に把握できるものであること。
4	地位の承継があつた場合		
	（届出者が個人の場合）		
	① 被相続人との続柄を証する書類	無し	戸籍謄本、遺産分割協議書等、相続関係を示すもの
	② 承継した者の住民票の写し	無し	届出日前3か月以内に発行されたもので、本籍の記載があり、個人番号の記載がないものであること。
	（届出者法人の場合）		
	① 合併契約書又は分割契約書の写し	無し	
	② 法人の登記事項証明書	無し	申請日前3か月以内に発行されたものであること。
	③ 法人が現に行っている事業の概要を説明する書類	無し	吸収合併又は吸収分割により特定事業の全部を承継した法人の場合に添付。

別記様式第6号（規格A4）（第9条関係）

埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

届出者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第10条の規定により、埋立等事業に係る土砂等の搬入計画の変更について、次のとおり届け出ます。

搬入計画の 届出年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

- 備考1 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）
第7条第3項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するものを添付すること。
- 2 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第10条第2項の規定による届出にあっては、規則第9条第3項各号に掲げる書類を添付すること。
- 3 条例第10条第3項の規定による届出にあっては、規則第9条第4項各号に掲げる書類を添付すること。

別記５ 埋立等事業完了届出書の記載要領

1 使用する様式

「埋立等事業完了届出書（別記様式第１３号（p.32）」を使用すること。

2 届出の期日

埋立等事業を完了した日から１０日以内

特定事業完了届出書及び添付種類一覧

書類 番号	届出書・添付書類	様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	埋立等事業完了届出書 （別記様式第１３号 （p.32））	有り		
2	埋立等事業の出来形平面 図、出来形断面図、面積 計算書	無し	・出来形断面図は、出来形縦断面図及び 出来形横断面図とすること。	
3	埋立て等をした土砂等の 出来形容量計算書	無し	・土砂の容量は、出来形縦断面図及び出 来形横断面図より算出すること（図－ 3（p.14）参照）。	

別記様式第13号（規格A4）（第12条関係）

埋立等事業完了届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

届出者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定により届け出た土砂等の搬入計画（同条例第10条第1項により変更を届け出た場合にあっては、当該変更後の搬入計画を含む。）に係る埋立等事業を完了したので、同条例第12条第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の 届出年月日	年 月 日
計画期間	年 月 日 ～ 年 月 日
完了年月日	年 月 日

備考 完了した埋立等区域の出来形に関する図面を添付すること。

別記 6 埋立等区域内土壌検査等報告書の記載要領

1 使用する様式

「埋立等区域内土壌検査等報告書（別記様式第 20 号（p.34）」を使用すること。

2 不要な文字の削除

様式中の不要な文字は横線で消すこと。

3 届出の期日

（1）埋立等事業期間中に実施する検査

土壌検査等の義務を負った日（p.7 の①、p.10 の②参照）から 1 か月を経過する日まで

（2）特定事業完了後に実施する検査

知事が指定する日まで

書類 番号	報告書・添付書類	様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	埋立等区域内土壌 検査等報告書 （別記様式第 20 号 （p.34））	有り	様式中の不要な文字は横線で消すこと。	
2	検体試料採取調書 （別記様式第 10 号 （p.26））	有り		
3	土壌検査証明書 （別記様式第 11 号 （p.27））	有り	計量士（計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 12 2 条第 1 項の規定により登録された者であって、 計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号）第 50 条第 1 号に規定する環境計量士（濃度 関係）であるものに限る。）が発行したもの。	
4	水質検査証明書 （別記様式第 21 号 （p.35））	有り	計量士（計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 12 2 条第 1 項の規定により登録された者であって、 計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号）第 50 条第 1 号に規定する環境計量士（濃度 関係）であるものに限る。）が発行したもの。 ※ <u>水質検査の実施を要しない場合は、添付不要</u>	
5	検査の試料を採取 した地点の位置	無し	・ 位置図は、周辺の状況が容易に把握できるも の。	1/100～ 1/1,000

	図、 現場写真		・ 現場写真は、排出場所の概ねの全景及び採取 状況が撮影されたもの。	
--	------------	--	---------------------------------------	--

特定事業区域内土壌検査等報告書及び添付書類一覧

別記様式第20号（規格A4）（第18条関係）

埋立等区域内土壌検査等報告書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所

報告者 氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第17条第1項の規定による埋立等区域 内土壌検査等の結果を次のとおり報告します。

搬入計画の 届出年月日	年 月 日
土砂等又は排出水の採取地点・・・・・・別添位置図、現場写真及び検体試料採取 調書（別記様式第10号）のとおり	
土壌に係る検査証明書・・・・・・別添のとおり	
水質に係る検査証明書・・・・・・別添のとおり	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

水質検査証明書			
様		年 月 日 分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士	
年 月 日に依頼のあった検体について、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表1に定める方法、及び環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）別表に定める方法により、計量した結果を次のとおり証明します。			
（検体番号 ）			
項目	単位	測定値	測定方法
カドミウム	mg/ℓ		
全シアン	mg/ℓ		
有機燐	mg/ℓ		
鉛	mg/ℓ		
六価クロム	mg/ℓ		
砒素	mg/ℓ		
総水銀	mg/ℓ		
アルキル水銀	mg/ℓ		
PCB	mg/ℓ		
銅（農用地（田）に限る。）	mg/ℓ		
ジクロロメタン	mg/ℓ		
四塩化炭素	mg/ℓ		
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/ℓ		
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		
トリクロロエチレン	mg/ℓ		
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		
チウラム	mg/ℓ		
シマジン	mg/ℓ		
チオベンカルブ	mg/ℓ		
ベンゼン	mg/ℓ		
セレン	mg/ℓ		
ふっ素	mg/ℓ		
ほう素	mg/ℓ		
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		
水素イオン濃度	pH		
備考			

